

## アーヘン工科大学研究留学プログラム誓約書

高度教養教育・学生支援機構長 殿

私は、東北大学（以下「本学」という。）のアーヘン工科大学研究留学プログラム（以下「本プログラム」という。）に参加するにあたり、次の事項を遵守することを誓約します。なお、誓約事項に反した場合は、派遣が中止もしくは中断となっても異議を申し立てません。

1. 留学にかかる経費について理解し、事前に保護者等の経済的支援者の了解を得たうえで出願すること。
2. 派遣候補者として選抜された後においては、本学が正当と認める理由以外での辞退はできないことを十分理解のうえ出願すること。
3. 派遣先機関が所在する国（地域）の治安・感染症・疫病の流行等の状況によっては、本学が派遣の中止・延期または帰国勧告を決定することがあるので、それらの事態が生じることを理解するとともに、本学の指示に速やかに応じること。
4. 本プログラムの趣旨を十分理解し、派遣先機関での研究・学業に精励すること。
5. 留学に必要な諸手続き（派遣先機関に提出する各種書類の作成、パスポート及びビザの取得、本学の所属学部・研究科における派遣留学及び復学手続、単位認定手続、派遣留学費用の支払い、保険加入等）については、事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
6. 本プログラム参加に係る出発から帰国までの全期間を補償する「学生教育研究災害傷害保険付帯海外留学保険」に加入すること。また、派遣先機関、国（地域）の指定する保険に加入することを求められた場合は、併せて保険に加入すること。
7. 本プログラムに必要な諸手続きや緊急時の対応のため、本学に届け出た学生本人及び保護者等の個人情報の本学が利用することに同意すること。
8. 年齢及びプログラム期間を問わず、派遣国又は日本における全ての違法薬物の所持、持ち出し、持ち込み、及び使用を禁止とする。
9. 本プログラム参加に伴う渡航期間中においては、滞在国の法令、派遣先機関の学則及び本学の諸規則を遵守するとともに、派遣先機関の指導教員、担当者等の指示に従い、滞在国の公序良俗に反することのないよう注意すること。
10. 本学の学生として本人の自覚と責任において行動すること。また、渡航期間中の災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪等による損害については、本学に対し一切の責任を問わないこと。
11. 派遣先機関の休暇期間中に旅行等の理由により派遣先機関を離れる場合は、本学留学生課（以下「留学生課」という。）、所属学部・研究科及び派遣先機関の該当部署に届け出ること。
12. 本プログラム参加に伴う渡航前、渡航期間中、帰国後は、所定の届出及び報告書を留学生課に提出すること。また、渡航期間中の連絡先に変更があった場合は、速やかに留学生課に届け出ること。
13. 派遣期間終了後は、必ず帰国し本学に復学すること。
14. 派遣先機関で取得した成績情報、生活面の情報等の個人情報については、留学プログラムの運営改善、または学生の安全を守るために、本学が派遣先機関から提供を受けることに同意すること。

年 月 日

私は、上記記載事項を読み、内容を理解し遵守することを誓います。

学部/研究科： \_\_\_\_\_ 学科/専攻： \_\_\_\_\_

学籍番号： \_\_\_\_\_ 学生署名： \_\_\_\_\_

保護者等記入欄 私は、上記の者が誓約事項に同意し、遵守するよう指導・監督することを誓約します。

保護者等署名： \_\_\_\_\_